

岩手県告示第 505 号

スキージャンプ場条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 107 号）附則第 2 項の規定により、岩手県営スキージャンプ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

次の表に掲げる額

表 スキージャンプ場の利用料金

区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合
児 童 及 び 生 徒	1 人 1 日 まで ごと に 610 円	1 時 間 まで ごと に 1,220 円
学 生 及 び 一 般	1 人 1 日 まで ごと に 970 円	1 時 間 まで ごと に 1,940 円